

千葉県産後ケア事業実施要綱

(目的)

第1条 市長は、支援が必要な母子を対象に、産後の母親の心身のケアや育児のサポートをすることにより、心身の安定を図り、育児不安を軽減し、産後安心して子育てできる支援体制の確保を図るため、母子保健法（昭和40年法律第141号）及びこの要綱に基づき、千葉県産後ケア事業（以下「本事業」という。）を実施する。

(利用対象者)

第2条 本事業の利用対象者は、利用時点において、本市に住所を有する乳児及びその母親（以下「母子」という。）であり、次の各号のいずれかに該当する者とする。また、いずれの利用も別表1記載のサービスのいずれかを必要とし、かつ、市長が本事業の利用が適当と認めた者とする。

(1) 宿泊型及び日帰り型の利用対象者は、生後5か月未満（児の生年月日を0か月0日とし、5か月0日になる前日まで）の母子であること。ただし、乳児が在胎37週未満に出生した場合は、出産予定日を基準とした修正月齢で生後5か月未満までとする。

(2) 訪問型利用対象者は、生後1歳未満（児の生年月日を0か月0日とし、1歳0日になる前日まで）の母子であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合については、本事業の利用対象者とし、ない。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りではない。

(1) 母子のいずれかが感染性疾患に罹患している場合

(2) 母親に入院加療の必要がある場合

(3) 母親に心身の不調や疾患があり、医療的介入の必要がある場合。ただし、医師により本事業において対応が可能であると判断されたときはこの限りではない。

(サービス内容及び利用日数等)

第3条 本事業は、利用対象者となる母子に対し、次の各号に掲げるサービスの種別ごとに必要なサービスを実施するものとする。

(1) 宿泊型

母子を施設に宿泊させ、別表1記載のサービスを実施するもの。

(2) 訪問型

母子の家庭を訪問し、別表1記載のサービスを実施するもの。

(3) 日帰り型

母子を日帰りで施設利用させ、別表1記載のサービスを実施するもの。

2 利用日数及び利用回数は、宿泊型7日、訪問型7回、日帰り型7回を上限とする。

(サービス実施者)

第4条 本事業のサービスは、原則として助産師が実施することとする。

(サービス実施の委託)

第5条 本事業は、医療法（昭和23年法律第205号）に定める病院、診療所及び助産所を運営する者であつて、次の各号に掲げる要件を満たすもの（以下「サービス提供事業者」という。）に委託して行うものとする。

- (1) 本事業に関する知識及び技術において高い専門性を有し、類似の産後ケア業務について実績があること。又は、分娩を取り扱っていること。
- (2) 助産師が配置できること。
- (3) 第3条第1項各号に規定するサービスのうちいずれかが実施できること。
- (4) 事業実施中における事故等に備え、賠償責任保険に加入していること。
- (5) 本市との適切な連絡体制が確保できること。

2 前項に規定するもののほか、第3条第1項第1号及び同第3号に規定するサービスを実施する者は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 医療法に定める病院、診療所及び助産所であり、入所室（病室又は妊婦、産婦若しくはじょく婦を入室させる室）を有すること。
- (2) 宿泊型においては、入浴施設及び沐浴指導施設を有すること。日帰り型においては、沐浴指導施設を有すること。
- (3) 食事の提供ができること。
- (4) 宿泊型においては、24時間体制で1名以上の助産師、保健師又は看護師を配置できること。日帰り型においては、日中は助産師が常駐すること。ただし、本事業に係る業務専任であることを要しない。
- (5) 利用者の急変時に備えた体制を備えていること。

(利用登録の申請)

第6条 本事業の利用に当たっては、原則として事前の登録を要するものとする。

2 本事業の利用を希望する者は、事前の登録に当たり、千葉市産後ケア事業登録兼利用申請書（様式第1号）を、市長に提出するものとする。

3 登録の申請は、原則として分娩予定日の3か月前（3か月前が休日の場合は、直前の平日とする。）から行うことができるものとする。

(登録の承認及び通知)

第7条 市長は、前条の規定に基づく登録の申請があつたときは、申請者の世帯の養育状況等を調査の上、登録を決定することとし、自己負担額等についても合わせて決定するものとする。

- 2 市長は、登録を決定したときは、千葉市産後ケア事業登録証（様式第2号。以下「登録証」という。）により、その内容について、速やかに申請者に通知するものとする。

（登録証の再交付）

第8条 前条第2項の規定により、登録証の交付を受けた者（以下「登録者」という。）が、登録証を紛失若しくは破損した場合は、千葉市産後ケア事業登録証再交付申請書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の申請書の提出を受けた場合において、適当と認めるときは、千葉市産後ケア事業登録証（再交付）（様式第4号）を交付するものとする。

（申請内容の変更等）

第9条 第7条第1項の規定による登録の承認後、申請内容に変更が生じた場合は、登録者は速やかに市長に千葉市産後ケア事業登録変更申請書（様式第5号）を提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定に基づく申請があったときは、自己負担割合等を変更することができる。
- 3 市長は、前項の規定により自己負担割合等を変更したときは、千葉市産後ケア事業登録証（変更）（様式第6号。以下「変更登録証」という。）を速やかに交付するものとする。

（利用の申し込み）

第10条 登録者がサービスを利用する場合は、利用を希望するサービス提供事業者の利用申込みを行う。

- 2 サービス提供事業者は、利用の申込みがあった登録者に、サービス内容及びその料金等について、説明するものとする。
- 3 サービス提供事業者は、サービスの利用開始前までに、その利用に係る必要な調整等を行うものとする。

（利用料）

第11条 利用料は、市とサービス提供事業者との間で別途定めることとし、その上限額は別表2のとおりとする。

（自己負担額）

第12条 本事業を利用する者（以下「利用者」という。）は、別表3に掲げる自己負担額を負担するものとする。

- 2 自己負担額については利用者がサービス提供事業者に対して直接支払うものとする。
- 3 利用者の属する世帯区分については、第6条の利用登録の申請時における状況に応じ、次の各号に掲げる世帯区分ごとに必要な書類を提出させることにより、決定するものとする。ただし、千葉市産後ケア事業登録兼利用申請書において、課税に関する情報及び生活保護受給状況について市が調査、確認することに同意した場合は、当該書類の提出を省略させることができる。

- (1) 市町村民税非課税世帯（世帯員の全員が市町村民税非課税（本事業を利用する日の前年（1月から6月までの申請については前々年）の所得に対するものをいう。）である世帯をいう。）

所得証明書

- (2) 生活保護世帯（生活保護法（昭和25年法第144号）の規定による被保護世帯をいう。）

生活保護を受給していることを証する書類

（委託料）

第13条 市長は、利用料から自己負担額を控除した金額を、委託料としてサービス提供事業者を支払う。

2 市長は、利用に係る乳児が多胎児の場合は、前項に規定する委託料の額に、2人目以降の1人につき、別表4の下段に掲げる額を加算した額を委託料としてサービス提供事業者を支払う。

3 市長は、産後ケア事業日帰り型実施のために賃貸物件で事業スペースを確保する事業所に対し、1か月当たり200,000円を上限として委託料に加算し、サービス提供者に支払う。

（利用日数上限の管理）

第14条 市長は、第7条第2項の規定による登録証とともに、利用日数等上限管理票（様式第7号。以下「管理票」という。）を利用者に交付する。

2 利用者は、利用の際に登録証とともに管理票をサービス提供事業者に提示するものとする。

3 管理票を提示されたサービス提供事業者は、利用年月日及びサービス提供事業者名を管理票に記載するものとする。

（報告及び請求）

第15条 サービス提供事業者は、千葉県産後ケア事業請求書（様式第8号）及び千葉県産後ケア事業利用報告書（様式第9号の1～3）を作成し、千葉県産後ケア事業実施報告書（様式第10号の1～3）を添付して、翌月の10日までに市長へ提出するものとする。

（実施者の資質の維持・向上）

第16条 サービス提供事業者は、サービス実施者に対し、必要な研修を実施又は受講させ、資質の維持・向上に努めるものとする。

（帳票類の整備等）

第17条 サービス提供事業者は本事業の適正な実施を確保するため、事業に関する記録、その他必要と認める帳票類を整備しなければならない。

2 サービス提供事業者は、本事業の収支状況を明らかにしておかなければならない。

3 市長は、サービス提供事業者に対し、帳票類等の提出又は事業内容の確認等について、必要な調査を実施することができる。

（事故及び損害の責任）

第18条 サービス提供事業者は、業務により生じた事故及び損害については、千葉市に故意または重過失のない限り、サービス提供事業者がその負担と責任において処理にあたるものとする。

2 サービス提供事業者は、業務により生じた事故等について、速やかに、書面により市長へ報告しなければならない。

(事業内容の改善)

第19条 市長は、本事業の適正な実施を図り、サービス提供事業者による良質なサービスが提供されるよう、サービス提供事業者の業務内容を調査し、改善について必要な措置を講ずるものとする。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第20条 サービス提供事業者は、本事業を行うに当たっては、個人情報の保護に最大の配慮を払うとともに、秘密の保持に努め、本事業により知り得た秘密を本事業の目的以外に使用してはならない。本事業終了後も同様とする。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行前に作成された書類で、現に存するものは、なお当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

3 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

2 この要綱の施行前に作成された書類で、現に存するものは、なお当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行前に作成された書類で、現に存するものは、なお当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行前に作成された書類で、現に存するものは、なお当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に作成された書類で、現に存するものは、なお当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に作成された書類で、現に存するものは、なお当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

別表 1 サービス内容

種別	サービス内容	
宿泊型	原則、利用開始時刻から 24 時間後までの利用を 1 回とし、4 食の食事提供及び右欄のサービスを提供する。 利用日数は、実際にサービスを提供した日数とする。	(1) 母親への身体回復の支援 (2) 母乳育児への支援 (3) その他の育児支援 (4) 母親への心理的支援 (5) その他必要とする保健指導
訪問型	原則、おおむね 90 分間を 1 回とし、右欄のサービスを提供する。	
日帰り型	原則、6～7 時間を 1 回とし、1 食の食事提供及び右欄のサービスを提供する。	

別表 2 利用料の上限額

宿泊型 (1 日当たり)	訪問型 (1 回当たり)	日帰り型 (1 回当たり)
28,000 円	11,000 円	20,000 円

別表 3 自己負担額

利用者の属する世帯区分	宿泊型 (1 日当たり)	訪問型 (1 回当たり)	日帰り型 (1 回当たり)
生活保護世帯	300 円	0 円	300 円
市町村民税非課税世帯	利用料の 1 割 ただし上限 2,500 円	利用料の 1 割	利用料の 1 割
その他の世帯	利用料の 2 割		

別表 4 乳児が多胎児の場合の、2 人目以降の委託料の加算額 (1 人当たり)

宿泊型 (1 日当たり)	訪問型 (1 回当たり)	日帰り型 (1 回当たり)
5,000 円	1,000 円	5,000 円